

## 特許に関する政府料金一覧表

2013年1月1日発効

番号	項 目	金 額
1	発明特許に対する無効審判の請求	10,000
2	実用新案に対する無効審判の請求 医薬品及び農薬品の発明特許権利存続期間の延長申請	9,000
3	特許出願に対する再審査の申請（2012年12月31日前に提出した申請に限り適用する）、意匠に対する無効審判の請求	8,000
4	特許出願に対する審査の請求（2010年1月1日以後提出した出願案、且つ請求項が10項を超えない場合に限り適用する）。 特許出願に対する再審査の請求（2010年1月1日以降提出した出願案、且つ請求項が10項を超えない場合に限り適用する）。	7,000
5	特許出願に対する実体審査の請求（2010年1月1日以降提出した出願案に限り適用する）、特許出願に対する再審査の申請（2012年12月31日前に提出した申請に限り適用する）、それらの請求項が10項を超える場合、1項につき800元を加算する；発明、実用新案に対する無効審判の請求（依無効審判請求声明に記載の請求項の数で金額を計費し、1項につき800元を加算する）	800
6	特許出願に対する実体審査の請求、特許出願に対する再審査の申請、それらの特許明細書、特許請求の範囲、要約書及び図面の合計が50頁を超える場合、50頁毎につき500元を加算する；50頁未満である場合、50頁として計算する。	500
7	実用新案技術評価書の申請（2013年1月1日前に提出した申請、且つ請求項の合計が10項未満であるものに限り適用する）、勘驗の申請、発明特許、実用新案に対する無効審判の請求（請求項ごとにつき逐一審理する無効審判に限り適用する）。	5,000
8	実用新案技術評価書の申請（2013年1月1日前に提出した申請に限り適用する）、その請求項が10項を超える場合、1項ごとにつき600元を加算する。	600
9	発明特許の出願、発明特許にする変更出願、発明特許の分割出願、意匠出願に対する再審査の申請	3,500
10	実用新案の出願、実用新案にする変更出願、実用新案の分割出願、意匠の出願、関連意匠の出願、意匠にする変更出願、意匠の分割出願、部分意匠にする変更出願、関連意匠にする変更出願	3,000
11	無効審判請求案に関する理由、証拠の補充、特許出願の明細書、特許請求の範囲或は図面の補正、意匠の明細書或は図面の補正、実用新案の更正と無効審判の合併審査、優先権主張の回復請求、誤訳の補正。	2,000
12	特許出願案の早期公開請求、面接の申請、実用新案の明細書、特許請求の範囲或は図面の補正	1,000
13	商業上実施の必要或いはSUPA-PPHに基づく、加速審査プログラムの申請	4,000

14	出願人の氏名或は名称、印章或は捺名の変更申請。発明者、実用新案創作者或はデザイナーの変更申請、或はその氏名の変更申請、代理人の変更申請、特許権に係る許諾、質権或は信託登録などの事項の変更申請、1件毎につき300元、二項以上の変更を同時に申請する場合であっても同じくする。	300
15	発明特許権の強制許諾実施の申請、発明特許の強制実施権の廃止申請。	100,000
16	特許出願権又は特許権の譲渡或継承の登録申請、特許権の許諾実施権或は再授権の登録申請、申請特許権の許諾実施の抹消登録申請、申請特許権の質権設定の登録申請、特許権の質権消滅の登録申請、特許権の信託の登録申請、特許権の信託抹消の登録申請、特許権の信託歸屬の登録申請	2,000
17	集積回路の回路配置の登録	8,000
18	発明特許、実用新案の年金において、第1年～第3年度の年金（毎年）	2,500
19	自然人、学校及び中小企業であって減免できる特許年金において、発明特許、実用新案の第1年～第3年度の年金から毎年につき800元を減免した各年分の年金	1,700
20	発明特許の第4年～第6年度の年金に対し、特許権存続延長期間の各年度の年金において、毎件の1年分の年金	5,000
21	自然人、学校及び中小企業であって減免される発明特許年金において、第4年～第6年度の年金から毎年につき1200元を減免した各年分の年金	3,800
22	発明特許の第7年～第9年の年金（毎年）	8,000
23	発明特許の第10年以後の年金（毎年）	16,000
24	実用新案の第4年～第6年度の年金（毎年）	4,000
25	自然人、学校及び中小企業であって減免される実用新案年金において、第4年～第6年度の年金から毎年につき1200元を減免した各年分の年金	2,800
26	実用新案の第7年以後の年金（毎年）	8,000
27	意匠の第1年度～第3年度の年金（毎年）	800
28	自然人、学校及び中小企業であって減免される意匠年金において、第1年～第3年度の年金から毎年につき800元を減免した各年分の年金	0
29	意匠の第4年～第6年度の年金（毎年）	2,000
30	自然人、学校及び中小企業であって減免される意匠年金において、第4年～第6年度の年金から毎年につき1200元を減免した各年分の年金	800
31	意匠の第7年以後の年金（毎年）	3,000
32	特許証の手数料、証明書類の発給申請	1,000
33	特許証の再発給或いは更新の手数料	600
34	専利師証の発給、再発給或は更新の手数料	1,500
35	特許代理人証書の発給、再発給或は更新の手数料。	1,500